

EX-ICサービス運送約款

平成 21 年 8 月 21 日
西日本旅客鉄道株式会社
公 告 第 10 号

第 1 章 総 則

(この約款の目的)

第 1 条 この約款は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「EX-ICサービス」又は当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が提供する同様のサービスのうち当社が認定するサービス（以下、総称して「EX-ICサービス等」といいます。）により締結する別に定める鉄道路線（以下「EX-IC路線」といいます。）の旅客運送契約（以下「EX-IC運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。

(注) 他社とは、次の交通事業者をいいます。

東海旅客鉄道株式会社

2 EX-IC路線のうち、当社線及び当社線と他社の経営する鉄道路線（以下「他社線」といいます。）に関わる旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この約款を適用します。

(注) 他社線相互発着となる旅客運送契約の内容等については、当該他社の定めるところによります。

3 EX-IC運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社又は他社の定めるエクスプレス予約サービスに関する特約等（以下「EX規約等」といいます。）及び旅客営業規則（以下、「旅客規則」といいます。）、その他の旅客運送約款（以下、総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。

(注) EX規約等に含まれるものは、次の規約等です。

当社の定める規約

エクスプレス予約サービス（J-WESTカード（エクスプレス））に関する特約

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

EX-ICサービス（J-WESTカード（エクスプレス））に関する特約

EX-ICサービス（E予約専用W）規約

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

他社の定める規約

JR東海エクスプレスサービス会員規約

エクスプレス予約サービスに関する特約

エクスプレス予約サービス（JCBビジネス）に関する特約

エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約

エクスプレス予約サービス（UCコーポレート）に関する特約

エクスプレス予約サービス（MUFGカードコーポレート）に関する特約
エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約（個別払い方式）
エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約（一括払い方式）
エクスプレス予約サービス（TS CUBIC コーポレート）に関する特約
エクスプレス予約サービス（アメリカン・エクスプレス・コーポレート）に関する特約
エクスプレス予約グリーンプログラム特約
エクスプレス予約コーポレートサービス（コーポレート）規約
エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約
JR東海EX-ICサービス規約（個人会員、一般法人会員／特別法人会員用）
JR東海EX-ICサービス規約（法人）
JR東海EX-ICサービス規約（ビジネス）
JR東海EX-ICサービス規約（提携コーポレート用）
JR東海EX-ICサービス規約（コーポレート）
JR東海EX-ICサービス規約（E予約専用）
JR東海エクスプレスサービス会員規約（ビューカード会員用）
エクスプレス予約サービスに関する特約（ビューカード会員用）
JR東海EX-ICサービス規約（ビューカード個人会員用）

- 4 この約款とEX規約等又は旅客規則等との間で重複又は競合する内容については、この約款が優先するものとします。

（用語の意義）

第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「ID」とは、EX-ICサービス等において、お客様を識別するためにお客様ごとに付与された固有の番号をいいます。
- (2) 「EX-ICカード等」とは、当社若しくは他社がEX-ICサービス等を利用するお客様に貸与したICチップを内蔵するカード（以下「EX-ICカード」といいます。）又はEX-IC運送契約によりEX-IC路線に乗車する際に別に定める駅における入出場に使用するものとして当社若しくは他社が登録した携帯電話機（以下「EX-IC携帯電話機」といいます。）をいいます。ただし、EX-ICカード又はEX-IC携帯電話機のICチップが有している在来線用のICカード乗車券に係る機能は含みません。
- (3) 「ICチップ固有番号」とは、EX-ICカード等を識別するためにEX-ICカード等のICチップごとに付与された固有の番号をいいます。
- (4) 「EX-IC乗車」とは、EX-IC運送契約に基づき、EX-IC路線に乗車することをいいます。
- (5) 「IC窓口」とは、別に定めるEX-ICカード等の処理を行う箇所をいいます。
- (6) 「IC自動改札機」とは、駅において別に定める改札口に設置されたEX-ICカード等の処理を行う改札機等をいいます。
- (7) 「IC乗車票」とは、EX-ICカード等の不具合等によりIC自動改札機を通過できない場合にEX-ICカード等に代わるものとして発行する、EX-IC運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等EX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権の主

な内容が記載された証票をいいます。

(8) 「システム等」とは、E X－I Cサービス等の提供及びE X－I C運送契約の履行に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備をいいます。

2 この約款に定めのない用語の意義については、E X規約等又は旅客規則等の定めるところによるものとします。

(この約款の変更)

第3条 この約款(この約款において、別に定めるとしている事項を含みます。)は、事前に通知することなく変更される場合があります、変更後は変更後の内容のみ有効とします。ただし、この約款の変更の時点で成立しているE X－I C運送契約(成立後に契約内容を変更したものを含みます。)については、別段の定めをしない限り、この約款の変更後であってもその契約が成立した時の約款によるものとします。

第2章 E X－I C運送契約の締結

(E X－I C運送契約の締結等の成立時期)

第4条 E X－I C運送契約の締結、変更、解約等が成立する時期は、E X規約等の定めるところによります。

(E X－I C運送契約の締結等の方法)

第5条 E X－I C運送契約の締結、変更、解約等の方法は、E X規約等の定めるところによります。

第3章 E X－I C運送契約の内容

(運賃等)

第6条 E X－I C運送契約の運賃等は、別に定めるものとし、それをE X－I Cサービス等のウェブサイト又はパンフレット等によりお知らせします。

(E X－I C運送契約)

第7条 E X－I C運送契約は、乗車区間等の条件によっては、他の旅客運送契約と比較して運賃等が高額となる等、利用条件に制約がある場合があります。

(E X－I C運送契約の内容確認)

第8条 締結等したE X－I C運送契約の内容確認の方法、時間、期間等はE X規約等の定めるところによります。

第4章 EX-ICカード等による入出場等

(EX-ICカード等)

第9条 EX-IC乗車をする場合、EX-IC運送契約締結時に使用したIDに対応したEX-ICカード等及び別に定める場合を除き同契約の決済用カードが必要です。

2 1回のEX-IC乗車に対して複数のEX-ICカード等を使用することはできません。

(入場)

第10条 EX-IC乗車のため駅において入場する際には、EX-ICカード等を使用し、IC自動改札機を通過しなければなりません。

2 前項の定めによる入場の際には、IC自動改札機において、お客様が使用するEX-ICカード等のICチップ固有番号と、EX-IC運送契約締結時に使用したIDに対応するEX-ICカード等のICチップ固有番号をIC自動改札機により照合することによって、当該お客様がEX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権の権利者であることの確認を行います。

3 前項の定めによる確認ができた場合には、IC自動改札機によりEX-ICカード等にEX-IC運送契約の内容の一部及び入場情報（以下、これを「入場情報等」といいます。）を書き込みます（以下、これを「入場処理」といいます。）。

4 入場処理が正常に終了した時点で、EX-IC運送契約の履行を開始したものとします。

5 入場処理ができなかった場合には、EX-IC運送契約締結に基づく旅客運送請求権を使用することはできません。ただし、IC自動改札機の障害等お客様の責任とならない事由により入場処理ができなかった場合はこの限りではありません。

6 入場はEX-IC運送契約において約定した乗車日当日に限って可能です。

(ICご利用票)

第11条 入場処理が正常に終了した場合には、IC自動改札機によりEX-IC運送契約の主な内容が記載されたICご利用票を発行します。

2 ICご利用票は着駅までの間はお客様自身で所持するものとします。

(入場情報等の取消)

第12条 入場後であっても、列車に乗車する前であって、係員が特に認めた場合には、EX-ICカード等へ書き込まれた入場情報等を消去することができます。

(EX-ICカード等の呈示等)

第13条 入場後は、係員は、駅及び列車内において、いつでもEX-ICカード等の呈示及び入場処理の際にEX-ICカード等へ書き込まれた入場情報等の確認を請求することができます。

2 列車内に限り、係員が認めた場合はICご利用票の呈示をもって前項に定めるEX-ICカード等の呈示等に代えることができます。

(出場)

第14条 EX-IC乗車をしたお客様が着駅において出場する際には、入場する際に使用したEX-ICカード等を使用してIC自動改札機を通過しなければなりません。

- 2 前項に定める出場の際には、入場処理の際にEX-ICカード等に記載された入場情報等を確認し、その確認ができたときは、入場処理の際にEX-ICカード等に記載された入場情報等を消去します(以下、これを「出場処理」といいます。)
- 3 出場処理が正常に終了したか否かにかかわらず、IC自動改札機を通過した時点で、EX-IC運送契約の履行を完了したものとします。
- 4 出場処理がされていないEX-ICカード等に対して別のEX-IC運送契約に基づく入場処理を受けることはできません。ただし、出場処理がされていない理由が明らかな場合は、係員に申し出て出場処理を受けたうえで、入場処理を受けることができます。

(同一日に同一駅を発駅とする場合)

第15条 EX-IC運送契約を締結する時点で、同一日に同一駅(この条に限り東京駅と品川駅は同一駅とみなします。)を発駅とする別のEX-IC運送契約がある場合、新たに締結したEX-IC運送契約について、EX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することはできません。このとき、新たに締結したEX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権を行使する場合には、第8章に定めるIC乗車票を受け取って入場することになります。

(乗換改札口に設置されたIC自動改札機)

第16条 別に定める場合を除き、EX-IC路線とその他の路線の乗換改札口に設置されたIC自動改札機をEX-ICカード等又は第8章に定めるIC乗車票のみで通過することはできません。

第5章 効 力

(契約に基づく乗車)

- 第17条** EX-IC運送契約では、約定した乗車日、区間、乗車列車及び利用設備に限り乗車できます。ただし、利用設備を自由席とするEX-IC運送契約においては、約定した乗車日に約定した区間を自由席にて1回乗車できます。
- 2 別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合を除き、EX-IC運送契約では、約定した区間の途中駅から入場し、乗車することができます。ただし、このときEX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することはできないため、IC乗車票を受け取って乗車することになります。
 - 3 別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合を除き、EX-IC運送契約では、約定した区間の途中駅で下車し、出場することができます。このとき、出場した時点で、EX-IC運送契約の履行を完了したものとします。
 - 4 前2項の定めにより約定した区間の途中駅から入場し乗車した場合又は途中駅で下車し出場した場合であっても、乗車しなかった区間の乗車又は運賃等の払いもどしの請求はできま

せん。

- 5 EX－IC運送契約では、約定した区間のEX－IC路線に限り乗車できるものとし、その他の路線の乗車を請求することはできません。

(契約内容の変更)

第18条 EX－IC運送契約は、入場（第8章の定めによりIC乗車票を受け取って入場する場合は、その受取。以下本章において同じ。）前に限り、その乗車日、区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。ただし、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合を除きます。

- 2 前項の定めにかかわらず、係員が承諾した場合は、入場後であっても、EX－IC運送契約で約定した区間の全部又は一部の区間について、次の各号に掲げる変更を取り扱うことがあります。

(1) 乗車列車の変更（ただし、EX－IC運送契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻より前に申し出た場合に限りです。）

(2) 利用設備の変更

- 3 前項に定める変更を行った場合の運賃等の取扱いは、次の通りとします。

(1) 自由席から普通車指定席への変更

変更前のEX－IC運送契約において約定した区間に対する旅客規則に定める自由席特急料金又は特定特急料金を収受しているものとみなし、これと変更後の区間及び利用設備に対する旅客規則に定める指定席特急料金との差額を収受します。

(2) 自由席又は普通車指定席から特別車両への変更

変更前が自由席の場合は、変更前のEX－IC運送契約において約定した区間に対する旅客規則に定める自由席特急料金又は特定特急料金を収受しているものとみなし、これと変更後の区間及び利用設備に対する旅客規則に定める指定席特急料金及び特別車両料金の合計との差額を収受します。変更前が普通車指定席の場合は、特別車両を利用した区間に対する旅客規則に定める特別車両料金を収受します。

(3) その他の変更

変更前のEX－IC運送契約において約定した区間及び利用設備に対する旅客規則に定める料金を収受しているものとみなし、これと変更後の区間及び利用設備に対する旅客規則に定める料金を比較し、過剰額があっても払いもどしはいたしません。

- 4 EX－IC運送契約で約定した着駅を超えて乗車することはできません。ただし、係員の承諾を得た場合は、約定した着駅を超えて乗車することができます。この場合、EX－IC運送契約で約定した着駅から実際の下車駅までの区間の旅客規則に定める普通旅客運賃及び利用設備に対する料金を別途収受します。また、EX－IC運送契約で約定した着駅を超えて乗車した時点で、EX－IC運送契約の履行を完了したものとします。

- 5 前項ただし書の定めにより約定した着駅を超えて乗車した場合、出場の際にEX－ICカード等を係員に呈示し、EX－ICカード等の出場処理を受けるものとします。なお、EX－ICカード等の出場処理を受けられない駅で出場する場合は、後刻、東海道新幹線・山陽新幹線のいずれかの駅のIC窓口においてEX－ICカード等の処理を受けるものとします。

(E X - I C 運送契約の解除)

第19条 E X - I C 運送契約は、入場前に限り解除することができます。ただし、利用設備を普通車指定席又は特別車両とするE X - I C 運送契約の解除は、当該契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻までに解除が成立した場合に限って取り扱います。

2 前項に定める解除を行った場合は、払いもどし手数料として310円を収受します。ただし、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合には、別の額とすることがあります。

(約定した乗車列車に乗り遅れた場合の取扱い)

第20条 E X - I C 運送契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻を経過した場合、前2条に定める契約内容の変更又は契約の解除を請求することはできません。

2 別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合を除き、E X - I C 運送契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻を経過した場合であっても、乗車日当日の後続の列車の自由席であれば、E X - I C 運送契約において約定した区間を1回に限り乗車することができます。

3 前項の定めにかかわらず、利用設備を特別車両とするE X - I C 運送契約を締結していたお客様にあっては、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合を除き、運輸上支障がなく特別車両に十分な空席がある場合に限り、係員の承諾を得て後続の列車の特別車両にてE X - I C 運送契約において約定した区間を1回に限り乗車することができます。

(入場しない場合の取扱い)

第21条 E X - I C 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までに入場しなかった場合は、当該契約を解除し、E X - I C 運送契約の運賃等から次項に定める払いもどし手数料を差し引いた額を払いもどします。

2 払いもどし手数料は、普通車指定席又は特別車両のE X - I C 運送契約にあっては区間ごとに別に定める額、自由席のE X - I C 運送契約にあっては310円とします。ただし、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合には、別の額とすることがあります。

(払いもどし等を取り扱う箇所)

第22条 E X - I C 運送契約の運賃等の払いもどし等(他の章の定めによる払いもどし等を含みます。)を駅で取扱う場合には、I C 窓口においてのみ取り扱うこととします。

(E X - I C カード等の不所持)

第23条 第13条の定めによる係員からの請求時にE X - I C カード等の呈示等がなされなかった場合又は出場時に第14条第1項に定めるE X - I C カード等を使用したI C 自動改札機の通過ができなかった場合(システム等の障害その他当社又は他社の原因によりI C 自動改札機を通過できなかった場合を除きます。)は、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取扱います。ただし、その後当該E X - I C カード等による出場等がなかったことが確認できた場合には、当初のE X - I C 運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、310円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。

(不正使用)

第24条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、E X－I C 運送契約に基づく旅客運送請求権を無効とし、旅客規則第264条及び第267条の定めにより乗車区間及び利用設備に対する旅客規則に定める普通旅客運賃・料金及びその2倍に相当する増運賃・増料金を収受します。また、この場合、I C 乗車票、E X－I C カード若しくはエクスプレス予約会員証を回収し、又はE X－I C 携帯電話機のE X－I C 携帯電話機としての登録を取り消すことがあります。

- (1) 無効なE X－I C カード等を使用して入場し乗車したとき
- (2) 第13条に定めるE X－I C カード等の呈示等を拒んだとき
- (3) 他人の個人名がカードの表面に記載された記名式E X－I C カード又は他人の個人名が利用者として登録されたE X－I C 携帯電話機を使用して入場し乗車したとき
- (4) 会員が使用させる者として指定した者以外の者が非記名式E X－I C カードを使用して入場し乗車したとき
- (5) 係員の承諾を得ずにE X－I C 運送契約で約定した区間以外の区間又は利用設備以外の設備を利用したとき
- (6) E X－I C 運送契約を締結せずにE X－I C カード等又はI C ご利用票を使用して入場し乗車したとき（ただし、係員が特に認めた場合を除きます。）
- (7) E X－I C 運送契約で約定した1回の乗車について、複数のE X－I C カード等を使用して入場したとき又はE X－I C カード等と第8章に定めるI C 乗車票の両方を使用して入場したとき
- (8) その他E X－I C カード等又はI C ご利用票を不正乗車の手段として使用したとき

第6章 輸送障害

(運行不能、遅延によりE X－I C 乗車を見合わせた場合の払いもどし)

第25条 E X－I C 運送契約で約定した乗車列車が運行不能又は約定した着駅の到着時刻に2時間以上遅延することが確実となったことを理由にE X－I C 乗車を見合わせた場合は、E X－I C 乗車を見合わせたE X－I C 運送契約の運賃等について、無手数料にて全額を払いもどします。

- 2 E X－I C 運送契約で約定した乗車列車の運行不能又は2時間以上の遅延の発生が予測される場合には、E X－I C 乗車を見合わせたE X－I C 運送契約の運賃等を、前項の定めに基づいて無手数料にて全額を払いもどしすることがあります。この場合、その取扱いについて各駅等でご案内するとともに、エクスプレスサービスのウェブサイトにてお知らせします。

(乗車後に運行不能、遅延があった場合の払いもどし等)

第26条 E X－I C 乗車中の列車が運行不能となった場合又は約定した着駅の到着時刻に2時間以上遅延することが確実な場合には、お客様は次の各号に掲げるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

- (1) E X－I C 運送契約において約定した発駅又は途中駅への無賃送還

(2) 旅行中止

(3) 同一方向の他の列車（E X－I C路線に限る）による旅行の継続

- 2 前項に定める取扱いを行った場合は、旅行終了後にお客様が当該E X－I C運送契約に係るE X－I Cカード等をI C窓口に呈示したとき又は前項第1号に定める取扱いを行った場合で発駅での出場時にI C自動改札機により電磁的証明を受けたときに、次の各号に定める額を払いもどしいたします。

(1) 前項第1号に定める取扱いを行った場合は、収受したE X－I C運送契約の運賃等全額。ただし、途中駅への無賃送還を選択した場合は、途中駅を旅行中止駅とみなし、次号により計算した額。

(2) 前項第2号に定める取扱いを行った場合は、旅行中止駅からE X－I C運送契約で約定した着駅までの旅客規則に定める普通旅客運賃と、E X－I C運送契約で約定した全区間に対して別に定める額を加えた額。ただし、E X－I C運送契約の運賃等を限度とします。

(3) 前項第3号に定める取扱いを行った場合は、E X－I C運送契約で約定した全区間に対して別に定める額

- 3 乗車列車がE X－I C運送契約で約定した着駅の到着時刻に2時間以上遅延した場合、旅行終了後にお客様が当該E X－I C運送契約に係るE X－I Cカード等をI C窓口に呈示したとき又は着駅での出場時にI C自動改札機により電磁的証明を受けたときは、区間ごとに別に定める額を払いもどしいたします。

(東京駅を着駅とするE X－I C運送契約の運賃等の払いもどしの特例)

第27条 東京駅を着駅とするE X－I C運送契約を締結している場合で、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなったことによる払いもどしについては、品川駅を当該E X－I C運送契約において約定した着駅とみなして取り扱うものとします。このとき、東京駅を着駅とするE X－I C運送契約の運賃等と品川駅を着駅とするE X－I C運送契約の運賃等とを比較し、過剰額があれば払いもどしいたします。ただし、小田原駅又は新横浜駅を発駅として東京駅を着駅とするE X－I C運送契約を締結している場合の払いもどし額は、品川駅から東京駅までの旅客規則に定める普通旅客運賃とします。

- 2 前項に定める場合で、乗車列車が品川駅において同駅の到着時刻に2時間以上遅延していた場合は、前項に定める払いもどしに加えて、前条第3項の定めにより発駅から品川駅までの区間ごとに別に定める額を払いもどしいたします。

(その他の払いもどし)

第28条 前3条のほか、別に定めるところにより、収受したE X－I C運送契約の運賃等の一部又は全部の払いもどしをすることがあります。

(責任)

第29条 第25条から第28条に定める払いもどしのほか、運行不能、遅延等の輸送障害に伴ってお客様に発生した不利益等については、その理由の如何を問わず当社又は他社は一切の責任を負いません。

第7章 システム等の障害

(EX-ICカード等による入場の中止)

第30条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、EX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場する取扱いを中止することがあります。

- (1) システム等に障害が発生した場合
 - (2) システム等の保守が必要となった場合
 - (3) 駅の停電等によりIC自動改札機等が使用できなくなった場合
 - (4) その他運輸上又は安全上の都合によりIC自動改札機を通過して入場する取扱いを継続することが困難になった場合
- 2 前項に定めるほか、EX-ICカード等の不良によりIC自動改札機での入場処理ができない場合には、当該EX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することはできません。
- 3 前2項の場合は、第8章の定めによりIC乗車票を受け取って乗車することになります。

(システム等の障害等が発生した場合の特殊な取扱い)

第31条 システム等の障害等によりEX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができない場合であっても、前条第1項の定めにかかわらず、EX-ICカード等による入場を認める場合があります。ただし、当該乗車に有効なEX-IC運送契約がない場合は入場できません。

- 2 前項に定めるほか、システム等の障害が発生した場合は、社会通念上、お客様の利便性を損なわない範囲でこの約款に定める取扱いと異なる取扱いをすることがあります。
- 3 システム等の障害等によりEX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができないことによってお客様に発生した不利益については、前条第3項又は前2項の措置をとることから、当社又は他社は一切の責任を負いません。

第8章 IC乗車票

(受取)

第32条 EX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができない場合には、EX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権の行使にあたって、別に定める窓口等においてIC乗車票を受け取って入場することができます。

- 2 IC乗車票の受取を行う場合には、別に定める場合を除き、EX-IC運送契約の決済用カード、EX-ICカード又はエクスプレス予約会員証のほか、エクスプレス予約サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要です。ただし、駅等の窓口で決済用カードによる受取を行う場合は、所定の帳票への自署等によることができます。
- 3 IC乗車票は他人に譲渡することはできません。

(I C乗車票による入場)

第33条 I C乗車票により入場する際には、駅において別に定める改札口に設置された自動改札機により I C乗車票の改札を受けるものとします。

2 前項の定めによる改札の際には、自動改札機において I C乗車票を読み取ることによって、当該お客様が E X-I C運送契約に基づく旅客運送請求権の権利者であることの確認を行います。

3 前項に定める確認が完了した時点で、E X-I C運送契約の履行を開始したものとします。

4 第2項に定める確認ができなかった場合には、E X-I C運送契約締結に基づく旅客運送請求権を行使することはできません。

5 I C乗車票による入場は、E X-I C運送契約において約定した乗車日当日に限って可能です。

(I C乗車票の呈示等)

第34条 I C乗車票により入場した後は、係員は、駅及び列車内において、いつでも I C乗車票の呈示を請求することができます。

(I C乗車票による出場)

第35条 I C乗車票により入場したお客様が着駅において出場する際には、駅において別に定める改札口に設置された自動改札機により入場の際に使用した I C乗車票の改札を受けるものとします。

2 前項の定めによる改札の際には、自動改札機において I C乗車票を読み取り、入場情報等を確認します。

3 駅において別に定める改札口に設置された自動改札機を通過して出場した時点で、E X-I C運送契約の履行を完了したものとします。

(I C乗車票の払いもどし等)

第36条 I C乗車票の払いもどし等は、第22条の定めにかかわらず、別に定める場合を除き、I C乗車票を発売した会社の駅の窓口でのみすることができます。

(I C乗車票の紛失)

第37条 I C乗車票の紛失により、入場時に第33条に定める I C乗車票の改札を受けられなかった場合、第34条の定めによる係員からの請求時に I C乗車票の呈示をできなかった場合又は出場時に第35条に定める I C乗車票の改札を受けられなかった場合には、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取り扱います。ただし、その後再収受証明書の発行の日の翌日から1年以内に、お客様が当該乗車に係る I C乗車票を再収受証明書とともに I C窓口に提出した場合には、当初の E X-I C運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、310円の払いもどし手数料を収受して払いもどしをすることがあります。

(I C乗車票の不正使用)

第38条 第24条各号に定める場合の他、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、関係

するE X－I C運送契約に基づく旅客運送請求権を無効とし、所持しているI C乗車票を回収のうえ、旅客規則第264条及び第267条の定めにより乗車区間及び利用設備に対する旅客規則に定める普通旅客運賃・料金及びその2倍に相当する増運賃・増料金を収受します。また、E X－I Cカード若しくはエクスプレス予約会員証を回収し、又はE X－I C携帯電話機のE X－I C携帯電話機としての登録を取り消すことがあります。

- (1) 第34条に定めるI C乗車票の呈示を拒んだとき
- (2) I C乗車票をE X－I C運送契約を締結した者以外の者が使用したとき
- (3) その他I C乗車票を不正乗車の手段として使用したとき

(運行不能、遅延があった場合の払いもどしの取扱い)

第39条 I C乗車票を受け取った後の第25条第1項又は第26条に定める運賃等の払いもどしについては、第26条第2項及び第3項の定めにかかわらず、I C乗車票を別に定める駅の窓口に呈示した場合に限って取り扱うものとします。

第9章 その他

(特殊な取扱い)

第40条 特段の事情がある場合は、社会通念上、お客様に不利とならない範囲でこの約款に定める取扱いとは異なる取扱いをすることがあります。

附則

この改正は、平成27年3月1日から施行する。